

行政評価制度について

目的

- 1 総合計画の確実な実施
 - ・三条市総合計画前期実施計画の小項目（施策）の進捗状況の確認、主な構成事務事業の有効性の検証及び改善
 - ・施策の方向性（資源配分・成果目標）の確認、予算の重点配分
- 2 職員の意識改革
 - ・取組や施策の実施が目的化しないよう「何のために実施するのか」、「その結果どうなったのか」という本質を意識
- 3 市民への説明責任
 - ・ホームページでの公表等により、市民へ事後評価の結果を周知

概要

総合計画前期実施計画の推進に向け、予算編成の際に、行政評価制度に基づく事前評価として、施策の成果目標等を評価する。

また、事後評価として毎年度施策の実施結果を評価し、目標達成に向けた対策や今後の方向性を明示する。

事後評価については、庁内の協議後、**地区協議会での審議を踏まえ**、市ホームページや議会への資料配布等により公表する。（6月頃）

【評価サイクル】

事前評価・予算編成

施策の成果目標等を踏まえ、予算を編成

事後評価

施策の実施結果を評価し、目標達成に向けた対策や今後の方向性を明示

○評価の過程

政策評価委員会

地区協議会

○公表（市ホームページや議会への資料配布等）

今後の施策展開、
予算配分に反映